

## 若者を狙う悪質商法！

新しい生活にようやく慣れてくる時期、様々な悪質商法が若者を狙っています！

### 事例 ①

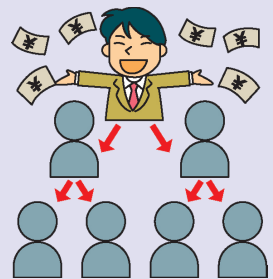
#### 儲かるビジネスがある！と言われ…

##### マルチ商法、マルチまがい商法

友人からオンラインゲームで簡単に稼げるビジネスがあると紹介され、説明を聞きに行った。自分が一次会員となり、別の人を入会させるとお金が入る仕組みのようで、会員登録料として20万円のクレジットカード決済をした。その後、考え直し、解約しようと思うが、登録したサイトから退会手続きができず困っている。



紹介して会員を増やすだけ！  
簡単に儲かるよ！



### 事例 ②

#### オーディションに合格！しかし…

##### タレント・モデル商法

ネットで探し、モデルのアルバイトを申し込んだところ、申し込み先から映画のオーディションを受けてみないかと言われた。試しに受けると合格し、レッスンを受けるようアドバイスされ、半年間で50万円のレッスンを契約した。親に相談したところ反対され、自分も高額な契約のためキャンセルしたいと思うが、クーリング・オフできるか。



レッスンが必要になるので契約を…



### 事例 ③

#### PC・スマホの簡単操作で稼げる！はずが…

##### 情報商材※のトラブル

SNS で出ていた広告を見て、インターネットで簡単な操作をするだけで収入が得られるという副業サイトに登録した。その後、仕事を始めるためのツール代やプログラムのインストール費用などを要求されているが、徐々に高額な請求をされており、本当に信用してよいのか不安。

※情報商材…インターネットの通信販売等で、副業・投資・ギャンブルなどで高収入を得るためのノウハウと称して販売されている情報のこと



誰でも簡単！  
稼げる副業！

プログラム  
インストール  
3万円

ツール 5万円

登録更新料  
1万円



- その場で契約を迫られ、言われるがまま契約をすることは非常に危険です！  
甘い言葉に惑わされず、契約前に家族や友人、身近な人に相談しましょう。
- いったん結んだ契約は、簡単にはやめることはできません！  
安易な気持ちで契約することはやめましょう。
- 契約内容によっては取り消しや解約ができるケースがあります。  
ひとりで抱え込まず、早めに国立市消費生活センターへご相談ください。

## 2022年4月1日より成年年齢が引き下げられます。

民法改正により、2022年4月1日に**成年年齢が20歳から18歳へ引き下げ**られることになりました。この見直しによって、2022年4月1日以降、18歳、19歳の方でも単独で次のようなことができるようになります。

- ・クレジットカードをつくる
- ・クレジット契約する
- ・ローンを組む
- ・一人暮らしの部屋を借りる …etc



未成年者が親の同意なしに契約した場合、一部の例外を除き、「未成年者取消権」によって契約を取り消すことができましたが、引き下げ以降、18歳、19歳の方は適用されないこととなります。

表面にあげたような、社会経験に乏しい「若者」を狙う悪質商法が後を絶ちません。

- どんな契約であっても安易に契約しないようにしましょう！
- 少しでも不安のある契約は、周囲の方や消費生活センターに相談しましょう！



こんなハガキ・封書は  
無視してOK

### 不審なハガキ・封書に関する相談急増中！

#### 民事訴訟最終通達書

訴訟管理番号(あ)1111

この度貴方の利用されていた契約会社から契約不履行による民事訴訟として訴状が提出されました。裁判取り下げ最終期日を経て、訴訟を開始させていただきます。なおご連絡なき場合、原告側の主張が全面的に受理され、給料・不動産差し押えを強制的に履行します。相談を希望する方は当局までご連絡ください。

※取り下げ最終期日 令和元年〇月〇日

訴訟通知センター  
東京都千代田区霞が関 1-x-x  
お問合せ窓口 03-△△△△-□□□□

「民事訴訟最終通達書と題したハガキや封書が届いた」という相談が寄せられております。全国的に発生している架空請求と呼ばれる詐欺ですので、十分ご注意ください。

不審なハガキや封書が届き、内容に心当たりがない場合、

- 書いてある連絡先に連絡しない！
- 無視する！

以上を心掛けてください。



イラスト:「消費者庁イラスト集より」

## 国立市消費生活センターのご案内

### 国立市消費生活センター

- ◆ 場 所：国立市役所1階21番 まちの振興課内
- ◆ 時 間：月曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く）  
10:00～12:00、13:00～16:00
- ◆ 相談方法：来所または電話
- ◆ 相談費用：無料

☎042-576-3201 (直通)



土日祝日は  
消費者ホットライン  
(いやや)  
局番なし **188** に  
10:00～16:00